

浜島保険特別委員長がリモート出席し意見陳述

金融庁・自動車損害賠償責任保険審議会

自賠責保険料率の引き下げも決定

金 融庁の自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）が1月13日及び同18日に開催され、自賠審で委員を務める浜島和利・当会議所保険特別委員長が両日とも出席した。緊急事態宣言発令に伴い、対面方式での実施が中止となり、リモート方式のみの開催となった。13日の審議会において浜島委員は「令和3年度予算案における一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し」に対する意見を陳述した。審議会の議事では、自賠責の損害率が前回の基準料率改定時の想定以上の黒字になっており、13日の審議会で「自賠責の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当」との方向性が示され、これを受けて18日の審議会で新料率案が提案され、了承された。

1. 1月13日（第142回）自賠審の議事内容

1) 料率検証結果

料率検証結果は予定損害率※（118.3%）に対し、2020年度実績見込み110.3%、2021年度見通し110.2%と改善。

→ 交通事故の減少等により損害率は110%程度と前回の基準料率改定時の想定以上の黒字。保険契約者への還元を活用される滞留資金の残高は増加傾向で、さらに新型コロナウイルスの影響により今年度上半期において事故が減少し、その分増加したことから、料率引き下げが了承された。

※損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

2) 諮問・報告事項

・自賠責保険普通保険等の約款の一部変更

自動運転車による事故の場合、契約者または被保険者に対して自動運行装置の作動状況（ON/OFF）の通知を課す旨明示

・国土交通省から2021年度自動車安全特別会計の運用益の用途及び一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しについて説明。

3) 一般会計からの繰戻しについての意見陳述

○浜島委員（当会議所特別委員長）

当会議所では、自動車事故被害者救済事業の充実について「自動車損害賠償保障制度を考える会（以下、考える会）」とともに推進している。2021年度予算でも4年連続増額にて47億円が繰戻しされ

た。さらに、2020年度第3次補正予算では8億円余りの追加の繰戻しがなされ、コロナ禍においても、交通事故被害者が十分な介護サービスを受けられるよう、介護者の待遇改善や人材確保に関わる支援が盛り込まれた。考える会として要望してきたことに沿うものであり評価したい。

積立金が枯渇することのないよう、一般会計に貸し出された6,000億円を超える繰入金も早期に返済されることを引き続き求めたい。なお、国交大臣と財務大臣の書面合意は、2022年度が返済期限となっており、本年、新たな合意が必要となる。新たな大臣間合意では、毎年交渉により繰戻し額を決定する方式ではなく、将来を見据えた返済のロードマップの提示を要望していきたい。

○国土交通省回答

（自動車局保障制度参事官室・中山泰宏参事官）

一般会計からの繰戻しは被害者やそのご家族の不安が生じないように、今後も財務省に対して求めたい。来年度は2022年度までになっている大臣間合意の更新時期となり大変重要な局面だと認識。中長期的にどのような被害者救済対策が必要かを昨年8月から開催の検討会でも議論しているため、財務省としっかり協議してまいりたい。今後ともご支援をお願いしたい。

2. 1月18日（第143回）自賠審の議事内容

1) 自賠責保険基準料率改定について

前回自賠審（1/13）で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われた。審議の結果、新たな基準料率を2021年4月1日より適用することなどについて了承。新基準料率は全車種等の平均で6.7%の引き下げ（現行基準料率比）。

◇2021年4月からの新保険料率例

- ・自家用車（2年契約、除沖縄・離島）：
20,010円（△7.1%、現在21,550円）
- ・営業用普通貨物（最大積載2トン超、1年契約）：
28,380円（△7.0%、現在30,530円）
- ・営業用乗用自動車（東京、大阪等、1年契約）：
93,120円（△8.9%、現在102,200円）